

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	後期高齢者医療制度関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福井県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福井県後期高齢者医療広域連合

公表日

令和7年7月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療制度関係事務
②事務の概要	後期高齢者医療制度では、各都道府県の後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と市町村が連携して事務を行う。基本的な役割分担は、 ・広域連合：被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付 ・市町村：各種届出の受付や資格確認書等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収であり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 1. 資格管理業務 ・被保険者資格等情報の取得 市町村から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付、又は、住民から個人番号が記入された被保険者資格等に関する届出等を受け付け、被保険者情報等を管理する。 ・被保険者資格の異動、資格確認書等の交付 被保険者資格の審査・決定を行い、市町村は、 ・マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができる者に対し、資格情報のお知らせ等を ・マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対し、申請に基づき資格確認書等を発行する（※1、1-2）。 なお、被保険者からマイナ保険証（健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）に係る利用登録解除の申請書を受け付けた場合は、資格確認書の発行とともに、中間サーバーへ利用登録の解除依頼を行う。 ・中間サーバーを通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供する（※1-3）。 ※1：当分の間、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対して、申請によらず職権で資格確認書の交付を行うことができる。 ※1-2：他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。 ※1-3：オンライン資格確認の仕組みそのものは個人番号を使わないため、評価の対象外であるが、オンライン資格確認の準備行為として、マイナポータルを介した資格履歴情報の提供を行うため、その観点から評価書に記載している。 2. 賦課・収納業務 ・保険料賦課 市町村から広域連合に所得情報等を送付し、広域連合において賦課計算を行い保険料賦課額を決定した上で、市町村から当該住民に対して賦課決定通知書等で通知する。（※2） ・保険料収納管理 広域連合で決定した保険料賦課額に基づき、市町村において保険料に関する徴収方法及び納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに住民には納入通知書や納付書を送付し、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。 （※2）保険料賦課にあたり所得情報等の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。 3. 給付業務 市町村において住民からの療養費支給申請書に関する届出を受け付け、広域連合において療養費支給の認定処理を行い、当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する（※3）。（※3）給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、また、口座登録簿関係情報の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。 4. 加入者情報作成（「1. 資格管理業務」に付随する業務） ・平成29年4月以降、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会が、広域連合からの委託を受けて、加入者の資格履歴情報の管理を行うために、広域連合から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う（※4）。 ・医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号でもある「被保険者枝番」を中間サーバーより受領し、広域連合において管理する。 （※4）資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバーの登録情報を更新する。 5. 副本作成（「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務） ・中間サーバーが他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた場合に、システムの自動処理により、医療保険者等の論理区画（副本情報）から提供に必要な情報を取得して情報提供が実施できるように、被保険者資格情報及び給付に関する情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う。 6. 情報照会（「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務） ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会（※5）は、中間サーバーが集約して実施するため、情報照会に関する情報を編集し、中間サーバーに登録を行う。 ・中間サーバーから情報照会結果等を受領し、広域連合において管理する。（※5）情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。 7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手（「1. 資格管理業務」に付随する事務） ・市町村から個人番号が取得できない場合や、個人番号または基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別、以下「基本4情報」という。）を確認する必要がある場合には、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を取得する。
③システムの名称	1 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 2 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条及び別表85の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条 住民基本台帳法第30条の9
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法 第19条第8号(利用特定個人情報の提供の制限)(照会) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表115の項、第2条の表116の項、第117条、第118条 (提供) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表2の項、第2条の表3の項、第2条の表6の項、第2条の表13の項、第2条の表42の項、第2条の表48の項、第2条の表56の項、第2条の表65の項、第2条の表69の項、第2条の表83の項、第2条の表87の項、第2条の表115の項、第2条の表125の項、第2条の表131の項、第2条の表158の項、第2条の表161の項、第2条の表164の項、第2条の表165の項、第2条の表166の項、第2条の表173の項、第4条、第5条、第8条、第15条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第89条、第117条、第127条、第133条、第160条、第163条、第166条、第167条、第168条、第175条 ・高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2(支払基金等への事務の委託)(照会)第1項 第1号 (提供)第1項 第2号(委託)第2項 当広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福井県後期高齢者医療広域連合業務課
②所属長の役職名	業務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福井県後期高齢者医療広域連合総務課 福井市西開発4丁目202番1 福井県自治会館5階
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福井県後期高齢者医療広域連合業務課 福井市西開発4丁目202番1 福井県自治会館5階
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人番号の取得・紐づけにあたっては、通常市町から連携される住民基本台帳データを取り込んでいるため、原則として人手を介在させる作業はない。また、住民基本台帳データから個人番号が得られない場合（住登外対象者等の個人番号を入手する場合など）にのみ行う住基ネット照会は、基本4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。	

9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月24日	I 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	後期高齢者医療広域連合電算処理システム	I 1 後期高齢者医療広域連合電算処理システム	事前	
平成29年2月24日	I 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一第59号 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	番号法第9条及び別表第一第59号 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	事前	
平成29年2月24日	I 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施しない	実施する	事前	
平成29年2月24日	②法令上の根拠		・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	事前	
平成29年2月24日	II 1 いつ時点の計数か	平成27年5月1日時点	平成28年11月1日時点	事前	
平成29年2月24日	II 2 いつ時点の計数か	平成27年5月1日時点	平成28年11月1日時点	事前	
平成30年4月26日	I 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	事後	
平成30年4月26日	I 5 評価実施期間における担当部署	業務課長 寺木 信夫	業務課長	事後	
平成30年4月26日	II 1 いつ時点の計数か	平成28年11月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月26日	II 2 いつ時点の計数か	平成28年11月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月6日	II 2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月6日	II 2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月6日	IVリスク対策		新様式となったため追加工作成	事後	
令和7年7月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に従い、広域連合と構成市町村が連携して、以下の事務を行う。 1 資格管理業務(被保険者証等の即時交付申請、住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動) 2 賦課・収納業務(保険料賦課、保険料収納管理) 3 給付業務(療養費支給申請及び支給決定)	後期高齢者医療制度では、各都道府県の後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)と市町村が連携して事務を行う。基本的な役割分担は、 ・広域連合:被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付 ・市町村:各種届出の受付や資格確認書等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収であり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 1. 資格管理業務 ・被保険者資格等情報の取得 市町村から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付、又は、住民から個人番号が記入された被保険者資格等に関する届出等を受け付け、被保険者情報等を管理する。 ・被保険者資格の異動、資格確認書等の交付 被保険者資格の審査・決定を行い、市町村は、 ・マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができる者に対し、資格情報のお知らせ等を ・マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対し、申請に基づき資格確認書等を発行する(※1、1-2)。 なお、被保険者からマイナ保険証(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。))に係る利用登録解除の申請書を受け付けた場合は、資格確認書の発行とともに、中間サーバーへ利用登録の解除依頼を行う。 ・中間サーバーを通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供する(※1-3)。 ※1: 当分の間、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対して、申請によらず職権で資格確認書の交付を行うことができる。 ※1-2: 他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供 ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。 ※1-3: オンライン資格確認の仕組みそのものは個人番号を使わないため、評価の対象外であるが、オンライン資格確認の準備行為として、マイナポータルを介した資格履歴情報の提供を行うため、その観点から評価書に記載している。 2. 賦課・収納業務 ・保険料賦課 市町村から広域連合に所得情報等を送付し、広域連合において賦課計算を行い保険料賦課額を決定した上で、市町村から当該住民に対して賦課決定通知書等で通知する。(※2) ・保険料収納管理 広域連合で決定した保険料賦課額に基づき、市町村において保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに住民には納入通知書や納付書を送付し、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。 (※2)保険料賦課にあたり所得情報等の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。 3. 給付業務 市町村において住民からの療養費支給申請書に関する届出を受け付け、広域連合において療養費支給の認定処理を行い、当該住民に対	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			(※3)給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、また、口座登録簿関係情報の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。 4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する業務) ・平成29年4月以降、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会が、広域連合からの委託を受けて、加入者の資格履歴情報の管理を行うために、広域連合から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う(※4)。 ・医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号でもある「被保険者枝番」を中間サーバーより受領し、広域連合において管理する。 (※4)資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバーの登録情報を更新する。 5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ・中間サーバーが他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた場合に、システムの自動処理により、医療保険者等の論理区画(副本情報)から提供に必要な情報を取得して情報提供が実施できるように、被保険者資格情報及び給付に関する情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う。 6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会(※5)は、中間サーバーが集約して実施するため、情報照会に関する情報を編集し、中間サーバーに登録を行う。 ・中間サーバーから情報照会結果等を受領し、広域連合において管理する。(※5)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。 7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務) ・市町村から個人番号が取得できない場合や、個人番号または基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別、以下「基本4情報」という。)を確認する必要がある場合には、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を取得する。	事後	
令和7年7月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条及び別表第一第59号	番号法 第9条及び別表85の項	事後	
令和7年7月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80、81 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、93、97、106、109、119 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	・番号法 第19条第8号(利用特定個人情報の提供の制限) (照会)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表115の項、第2条の表116の項、第117条、第118条 (提供)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表2の項、第2条の表3の項、第2条の表6の項、第2条の表13の項、第2条の表42の項、第2条の表48の項、第2条の表56の項、第2条の表65の項、第2条の表69の項、第2条の表83の項、第2条の表87の項、第2条の表115の項、第2条の表125の項、第2条の表131の項、第2条の表158の項、第2条の表161の項、第2条の表164の項、第2条の表165の項、第2条の表166の項、第2条の表173の項、第4条、第5条、第8条、第15条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第89条、第117条、第127条、第133条、第160条、第163条、第166条、第167条、第168条 第175条	事後	
令和7年7月23日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和7年7月10日時点	事後	
令和7年7月23日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和7年7月10日時点	事後	
令和7年7月23日	IV リスク対策 8 人手介在させる事業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	新様式追加項目	十分である	事後	
令和7年7月23日	IV リスク対策 8 人手介在させる事業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	新様式追加項目	個人番号の取得・紐づけにあたっては、通常市町村から連携される住民基本台帳データを取り込んでいるため、原則として人手を介在させる作業はない。また、住民基本台帳データから個人番号が得られない場合(住登外対象者等の個人番号を入手する場合など)にのみ行う住基ネット照会は、基本4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。	事後	
令和7年7月23日	IV リスク対策	新様式追加項目	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	